島根県医師国民健康保険組合

令和5年度特定健康診査の受診について

時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、令和5年度の特定健康診査に係る「受診券」を全ての対象被保険者様宛て個別に お送りいたします。

P2『令和5年度「特定健康診査・特定保健指導」の実施方法』に基づき、原則本年7 月1日から12月31日までの間に、別添「令和5年度 特定健診実施機関一覧表」に掲載の実施機関で受診していただきますようお願いいたします。

また、「島根県環境保健公社」との特定健診に係る集合契約により、島根県内の検診車等 による集団健診を受けていただくことも可能となっております。日程につきましては、同 封のチラシ「40~74歳のあなたが対象です 特定健診のご案内」の裏面にあります集団健 診の時間、場所等をご参照ください。ご不明な点がございましたら実施機関にお問い合わ せください。

ぜひ、健康の保持増進の機会と捉えていただき、積極的に受診していただきますようお 願い申し上げます。

- ※ 「特定健診実施機関」におかれましては、受診率向上のため、窓口において受診される 方への受診券提出のお声掛けをお願いいたします。
- ※ <u>准組合員(従業員)</u>には、労働安全衛生法に基づく健康診断(事業主健診)が義務付け られておりますが、『受診券』を利用すると特定健診の基本項目、追加項目(貧血・尿 酸・クレアチニン)、詳細項目(貧血・心電図・眼底)部分は医師国保が費用を負担し ますので、<u>事業所負担の軽減</u>にもつながり受診率向上にもご協力いただけます。

【補足】

特定健診は保険診療ではありませんので、特定健診実施機関として登録されている場合に は、自院で自分の家族や従業員を健診する_**自家健診**が可能です。

但し、「自覚症状及び他覚症状の検査」に関し、他覚症状には他の医師の判断が必要であることから、医師が自分で自分を健診する 自己健診 は認められておりませんのでご注意ください。(受診者と健診した医師(判断した医師)が同一であることは認められておらず、この場合には、過誤調整の対象となりますのでご注意ください。)

令和5年度「特定健康診査・特定保健指導」の実施方法

島根県医師国民健康保険組合

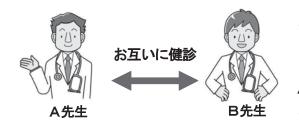
(お問い合わせ:Tel0852-26-3100)

項目	特定健診	特定保健指導
対 象 者	4 〇歳~74歳の方 ・本年5月31日までに資格取得の手続きが完了した方。 (前記以降の場合は希望により受診券を発行します) ・今年度中に40歳になる方も含まれます。 ・受診期間中に75歳になる方も含まれます。	健診の結果、保健指導を受けな ければならない該当者 (本組合から利用券を発行します。)
受診期間	令和5年7月1日 5 令和5年12月31日	健診結果により、 概ね 3か月~6か月間
健診機関及び 指導機関	 1特定健診実施機関一覧表に掲載のある健診実施機関(個別健診) 2島根県環境保健公社の検診車等による健診(集団健診) 	該当者に利用券を送付する際、 保健指導機関をお知らせいたし ます。
受診·指導方法	被保険者証・ <u>受診券・質問票(必</u> <u>要事項を記入の上)</u> を持参	被保険者証・利用券を持参
自己負担額	なし	なし
<u>自家健診</u>	<u>自家健診(家族・職員様)は</u> <u>可能です。</u>	
<u>自己健診</u>	医師が自分で自分を健診することは認められません。 ※先生方にはお互いに健診をしていただくなど提出へのご協力をお願いします。	(医師が自分の保健指導をするこ とは認められません。)
その他	組合員の方で「 <u>人間ドック</u> 」を受けられた場合、 <u>健診結果データの</u> 提供により特定健診受診者となります。	

※ 特定健診・特定保健指導に関し提供いただいた健診・指導結果を含む個人情報は、本組合の特定 健診・特定保健指導以外の事業の他、個人が特定できる情報としての公表並びに第三者への提供 は一切行いません。

〇特定健康診査(特定健診)の受診率向上について

親しい先生同士での健診をお奨めします!



お互いに「受診券」「質問票」「血液検査情報」 (自院で採血された血液検査情報でも可)をも って健診を行って下さい。 健診方法は問いません。それぞれで費用請求し ていただけますから直接の費用のやり取りは 不要となります。

※ 自院が特定健診実施機関である場合に限ります。

自院での家族・従業員の健診は可能です!



※ 自院が特定健診実施機関である場合に限ります。

★ 組合員(医師)ご自身の自己健診は認められませんが、別の医師(非常勤含む)の署名による自 家健診は差し支えありません。

その他

- 「人間ドック」や「職場健診」、「各郡市医師会等で実施される健康診断」のデータ も特定健診データとして利用できます。
- ●「人間ドック」等からのデータ提供される場合は、医師国保組合にお知らせ下さい。 (データ提供様式をお送りします)

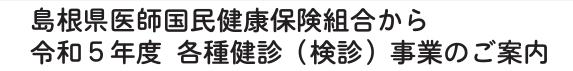
〇特定保健指導の実施率向上について

自院での家族・従業員への特定保健指導は可能です!

本組合では、特定健診受診者で特定保健指導(動機付け支援・積極的支援)の対象となった皆さんには、「特定保健指導利用券」をお送りし、保健指導の実施をお願いしております。

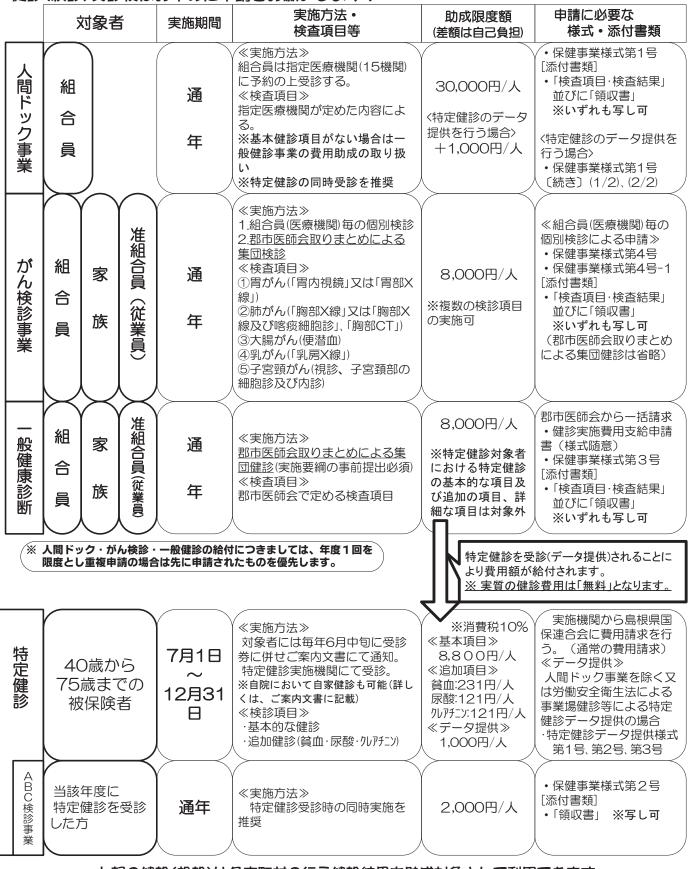
県内の特定保健指導実施機関(協会けんぽ島根支部指定18機関)にて実施できますが、 組合員の先生方による保健指導の実施も可能です。 最終の実績評価後は直接本組合に費用 請求を行っていただけます。詳しくは、本組合にお問い合せ下さい。(組合からモデル指導票 の提供も行っています。)

★ 組合員(医師)による特定保健指導(動機付け支援)は、医師国保組合や各自治体の資料を利用して 実施できます。



健診(検診)受診後はお早めに申請をお願いします!

※ 年度内申請を原則としています



上記の健診(検診)は各市町村の行う健診結果も助成対象として利用できます (健診(検診)の実施予定は各市町村の広報などでご確認<ださい)

お問い合せ: 島根県医師国民健康保険組合 (TEL0852-26-3100)